

# 定 款

一般社団法人 茨城県ビルメンテナンス協会

# 一般社団法人茨城県ビルメンテナンス協会定款

## 第1章 総 則

### (名称)

第1条 この法人は、一般社団法人茨城県ビルメンテナンス協会（以下「本会」という。）と称する。

### (事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を茨城県水戸市に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 本会は、ビルメンテナンスに関する技術の向上及び知識の普及、並びにビルメンテナンス業の健全な育成等の事業を行い、もって建築物における衛生的で快適で安全な環境条件の維持発展に寄与することを目的とする。

### (事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) ビルメンテナンス業の技術、業務、事業等に関する調査研究
- (2) ビルメンテナンスの制度、技術、知識等に関する普及啓発
- (3) 労働安全衛生に関する事業
- (4) ビルメンテナンス業に関する教育及び研修
- (5) 障害者及び高齢者の就労支援に資するための清掃技能訓練
- (6) ビルメンテナンスに関する刊行物の発行と広報
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は、茨城県下において行うものとする。

## 第3章 会 員

### (法人の構成員)

第5条 本会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 正会員 茨城県においてビルメンテナンス業を営み、本会の活動に賛同して入会した法人又は個人
- (2) 賛助会員 本会の諸事業に関連する事業を営み、本会の活動に賛同して入会した法人又は個人

2 前項の会員のうち正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第49号。以下「法人法」という。）上の社員とする。

(連携会員)

第6条 本会は、目的を同じくする公益社団法人全国ビルメンテナンス協会（以下「全国協会」という。）の連携会員となり、本会の正会員は、同時に全国協会の正会員となる。

(会員の資格の取得)

第7条 本会の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

2 正会員になろうとする者は、同時に全国協会の正会員となるため、本会を経由して、全国協会へ所定の入会手続きをしなければならない。

(経費の負担)

第8条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は、総会において別に定める会費及び入会金を支払う義務を負う。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも本会を退会することができる。

2 正会員が本会を退会するときは、同時に全国協会を退会するものとする。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費を6ヶ月以上継続して滞納したとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 会員が解散し、又は死亡したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が、第11条の規定により、その資格を喪失したときは、本会に対する会員の権利を失い、義務を免れる。

ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 資格を喪失した会員が既に納入した会費、入会金その他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 総会

(構成)

第13条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 入会金及び会費の額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の額
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 選挙管理委員の選任
- (9) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 通常総会は、毎年6月に開催する。

3 臨時総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 会長は、前項の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日を総会の日とする臨時総会の招集をしなければならない。

4 会長は、総会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的を示した書面により、開会の1週間前までに通知しなければならない。

ただし、総会に出席しない正会員が、書面により議決権を行使することができることするときは、2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第17条 総会の議長は、総会において出席した正会員の中から選出する。

(議決権)

第18条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第19条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散及び残余財産の処分
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面による議決権行使)

第20条 総会において出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、議決権行使書面をもって議決権を行使することができる。この場合において、その正会員は出席したものとみなし、その議決権の数は前条の議決権の数に算入する。

(議決権の代理行使)

第21条 正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を本会に提出し、代理人によって議決権を行使することができる。この場合において、第19条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第22条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及びその会議において議事録署名人として選任された者2名が、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員及びその員数)

第23条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事 10名以上13名以内

(2) 監事 3名以内

2 理事のうち1名を会長とする。

3 会長以外の理事のうち、2名を副会長、1名を専務理事とする。

4 本条第2項の会長をもって、法人法第91条第1項第1号の代表理事とし、前項の専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

3 監事は、本会の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を統括する。

3 副会長は、会長を補佐する。

4 専務理事は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担処理する。

5 会長及び専務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならぬ。ただし、議決に加わることはできない。

(役員の任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第28条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等)

第29条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従つて算定した額を報酬等として支給することができる。

第6章 理事会等

(構成)

第30条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、法令及びこの定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序による理事が招集する。

(議長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(委員会)

第36条 本会に、適正で確実な事業の執行を図るため、事業の運営にあたる委員会を設置する。

2 委員会は、その担当する事業について、その結果を理事会に報告する。

3 委員会の組織及び運営に関する細則は、理事会において別に定める。

## 第7章 資産及び会計

(事業年度)

第37条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第38条 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、通常総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第39条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、通常総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
  - 3 第1項の書類のほか、監査報告書を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

## 第8章 定款の変更及び解散

### (定款の変更)

第40条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

### (解散)

第41条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

### (残余財産の帰属)

第42条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 公告の方法等

### (公告の方法)

第43条 本会の公告は、電子公告による。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、茨城県において発行する茨城新聞に掲載する方法による。

### (個人情報の保護)

第44条 本会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な規定は、理事会の決議により別に定める。

## 第10章 梯則

### (委任)

第45条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(法令準拠)

第46条 この定款に定めのない事項は、法人法及びその他の法令に従う。

#### 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の最初の会長は 大山 進とし、副会長は 来栖 久、宮内 隆夫とし、業務執行理事は 砂押 操とする。
- 3 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第31条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。